

広島県告示第三百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	ひろぎんクレ ジットサービ ス株式会社	所在地	指定をした日	委託を受けて納付 を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容				広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターの設置及び 管理条例（昭和五 十三年広島県条例 第一号）第九条第 一項に掲げる手 料	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
		広島県広島市中 区紙屋町一丁目 三番八号	令和六年三月 一五日	広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターにおける補 装具及び日常生活 用具制作・修理費 用並びに主治医意 見書料及び意見書 作成に係る診察・ 検査費用	令和六年四月一日 から令和七年三月 三十一日まで				